

山梨県立甲府第一高等学校 いじめ防止基本方針

甲府第一高等学校HP 学校紹介—指導重点

(平成26年度指導重点の下にPDFファイルにて掲載)

目次

【はじめに】

第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめとは
- 2 いじめの基本認識
- 3 いじめ防止のための学校の体制
 - いじめ対策委員会の設置
 - (1)「いじめ対策委員会」
 - (2)「拡大いじめ対策委員会」
- 4 年間計画「いじめ防止指導計画」
- 5 取組状況の把握と検証(PDCA)

第2章 いじめの未然防止

- 1 生徒や学級の様子を知る
- 2 「居場所づくり」、「絆づくり」、と「自己有用感」
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
- 4 保護者や地域への働きかけ

第3章 早期発見

- 1 教職員のいじめに気づく力を高める
- 2 いじめの態様
- 3 いじめは見えにくい
- 4 早期発見のための手だて
- 5 相談しやすい環境をつくる

第4章 早期対応

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめが起きた場合の組織的な対応
いじめが起きた場合の初期対応
- 3 いじめ発見時の緊急対応
- 4 いじめを発見した場合の対応

第5章 ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のために
- 3 早期発見・早期対応のために

第6章 重大事態発生時の対応

- 1 重大事態が発生した場合

山梨県立甲府第一高等学校いじめ防止基本方針

山梨県立甲府第一高等学校

平成26年4月1日

【はじめに】

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子供の健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは ○いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

●具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命

しいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

(1) 「いじめ対策委員会」

○ 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任、生徒会主任
特別支援コーディネーター、教育相談員、保健・生徒相談係、養護教諭

○ いじめ対策委員会の役割

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の策定 | ② いじめの未然防止 |
| ③ いじめへの対応 | ④ 教職員の資質向上のための校内研修 |
| ⑤ 年間計画の企画と実施 | ⑥ 年間計画進捗のチェック |
| ⑦ 各取組の有効性の検証 | ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し、 |

(2) 「拡大いじめ対策委員会」

○ 構成員：「いじめ対策委員会」に学校評議員やスクールカウンセラー等を加える。

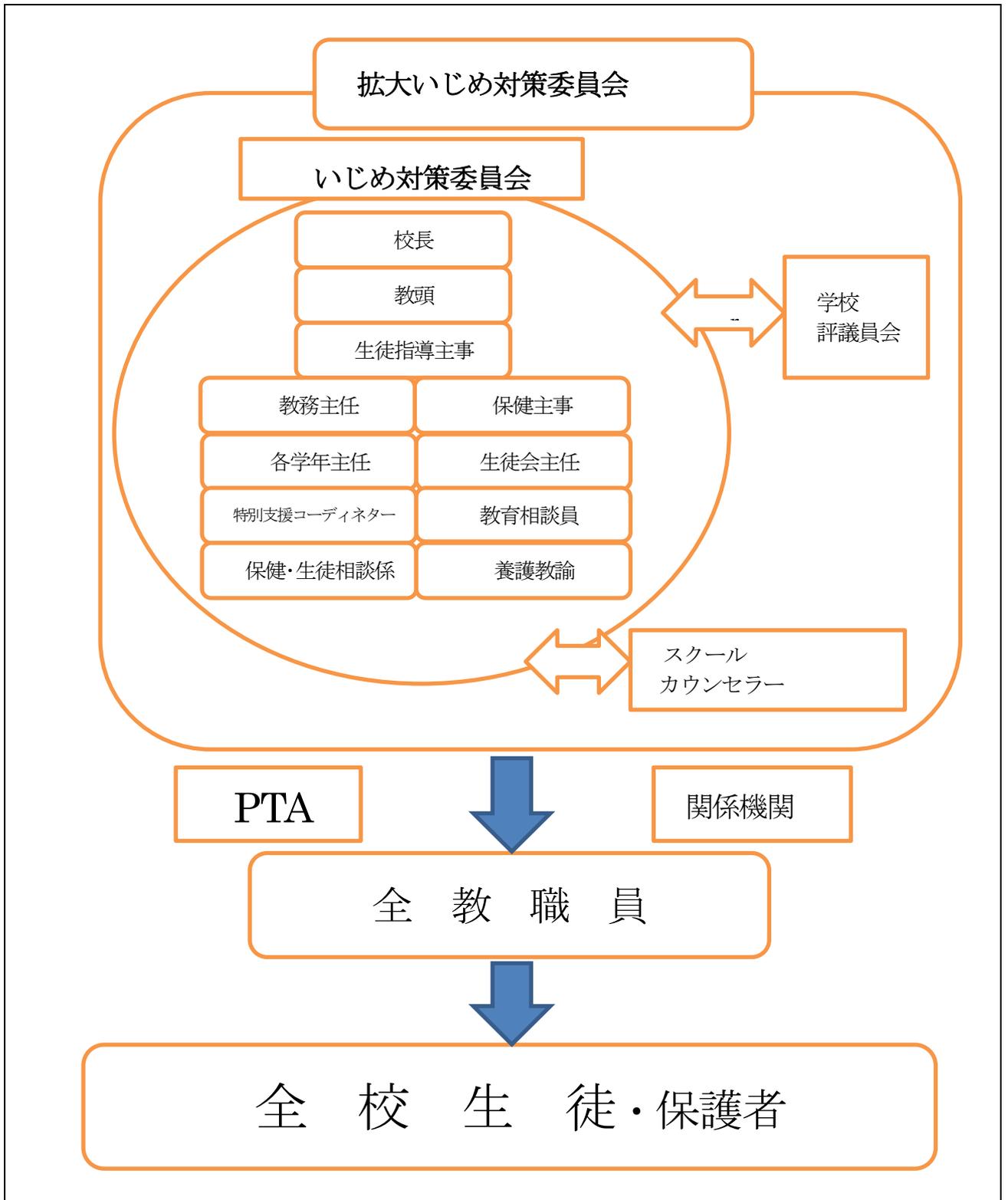
※拡大いじめ対策委員会は、学期に1回程度開催（学校評議員会に併せて開催）する。

※拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応し、事案に応じて、いじめ対策委員会メンバーに必要なメンバーを加え対応する。

※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議等において全職員に報告し周知徹底する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	1年	2年	3年	学校全体
4月	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・HRづくり・学年づくり	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり ・二者懇談	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 ・HRづくり・学年づくり ・二者懇談	・いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有） ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員間による相互授業観察週間
5月	・二者懇談			・一高祭
6月	・一高祭	・一高祭	・一高祭	
7月	・三者懇談 （家庭での様子の把握） ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施	・三者懇談 （家庭での様子の把握） ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施	・三者懇談 （家庭での様子の把握） ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施	・第1回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
8月	↓	↓	↓	↓
9月	↓	↓	↓	↓
10月				
11月	・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施	・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施	・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施	・第2回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
12月	↓ ↓	・研修旅行 ↓	・三者懇談 ↓ ↓	↓ ↓
1月				
2月	・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施	・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施	・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施	・第3回「拡大いじめ対策委員会」（アンケート調査の結果）
3月	↓	↓	↓	↓

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年4回、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

いじめが起きた場合の初期対応

